

該当箇所	質疑・意見等	対応・回答
資料1-2 9ページ 第9期計画の基本的な考え方	地域共生社会の実現を目指して… 1.地域共生社会の目指すものは何ですか 2.社会共生とはどういう意味ですか 3.社会共生活動とは何ををするのですか 4.地域共生社会と地域包括支援活動との違いは何ですか	本計画において「社会共生」「社会共生活動」「地域包括支援活動」という言葉は用いておりませんが、「地域共生社会」につきましては流山市地域福祉計画において、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民やさまざまな主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことを目指しています。
資料1-2 8ページ 第9期計画策定に向けた方向性の「共助：地域包括ケア…」	自助、共助、公助の3つが大切です。 現在、「共助」が漸次しぼんでいる傾向にありますが活性化 する有効な手法は無いのでしょうか 例)自治会加入者の減少傾向、役員のなり手がいない 超高齢化の進行（特に一人暮らしなど）	自治会などの地域のつながりが希薄化していることは全国的な傾向であり、本市においても課題であると感じています。 前回の審議会においてお話しした通り、地域の力をお借りしながら皆さんで支え合っていくのが共助であり、市としては支え合い活動など通じて、自治会等の取組を支援して参ります。
資料1-2 10ページ 施策目標5 高齢者の尊厳を守る取組みの推進	「尊厳」と「成年後見制度を含む権利擁護支援」は関連性があるのでしょうか	成年後見制度は認知症や障害により判断能力が不十分な方について、後見人が財産管理や契約の代理、取消しを行うことで、法律的に支援する制度です。成年後見制度を含む権利擁護支援を推進していくことで、消費者被害や虐待といった権利侵害を防ぐことができるほか、判断能力の低下がある方であっても自身の意思決定に基づいた生活を送ることができ、尊厳のある本人らしい生活の継続に繋がると考えています。

該当箇所	質疑・意見等	対応・回答
資料1-2 5ページ 第9期計画に向けた 課題	「主体的にフレイル予防の取組や社会参加ができるように働きかけるほか、交流の場づくりを支援」 100歳体操のグループ作成について はじめの数回はながいき応援団を派遣されますが、あとは自主的にと言われても継続は難しい（高齢化（指導者）、人材不足）	グループ立ち上げの際には、指導者がいないと不安といった声は聞かれることはありますが、1年目に年8回のながいき応援団等の講師派遣を行い、参加者が主体的に取り組めるよう講師が参加者の気持ちを盛り上げるような指導を行っています。回数を重ねることで参加者同士協力し、現在61グループが自主的に活動されています。また、2年目以降も依頼のあった際には、ながいき応援団派遣を年4回、またリハビリテーション専門職、歯科衛生士、栄養士、音楽療法士を派遣し、住民主体のグループ活動ができるよう支援しています。応援団の派遣だけでなく、DVDの配布や流山市ホームページで動画の配信を行い、活用して頂いています。また、グループ参加者へ年1回の体力測定の実施や「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」として、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・作業療法士によるフレイル予防に関する健康教育を実施するなど継続支援しています。 実際、応援団派遣がないという理由で活動中止となったグループはなく、課題としては、より多くの市民にながいき100歳体操を普及啓発することと考えており、筋力アップ教室の実施及び教室参加者を新規グループ立ち上げや体操に参加したい住民を既存のグループに繋げるよう支援に取り組んでまいります。
資料1-2 7ページ	「地域支援コーディネーターとは？」 説明、周知不足（私の理解・勉強不足ですみません）	「地域支援コーディネーター」とありますが、該当箇所から見ると、「生活支援コーディネーター」のことかと思えます。 生活支援コーディネーターは、地域の高齢者が抱える生活支援ニーズや地域の課題を把握し、ニーズに応じた支援のほか、関係者間のネットワークづくりや課題解決に向けた役割を担います。市内に生活支援コーディネーターを1名配置し、高齢者なんでも相談室等と連携し、社会資源の把握やニーズの収集に努めています。 上記、生活支援コーディネーターについては各論で記載します。 生活支援コーディネーターは高齢者支援計画の期間の3年間に委嘱しており、周知としては、委嘱式について「ぐるっと流山」に掲載しています。 また、生活支援コーディネーターは高齢者支援課や各高齢者なんでも相談室が開催する地域ケア会議や、地域連携推進会議の出席、ながいき100歳体操の新規グループ立ち上げ支援、生活支援サービス従事者研修会の出席、移動スーパーの販売場所のコーディネート等地域資源に関する知識を生かした活動を行っています。

該当箇所	質疑・意見等	対応・回答
資料1-1 スライド9枚目 資料1-2 5ページ	流山市の策定重点項目の中 ●多様な相談ニーズを抱えた市民への重層的な対応とあり、5ページの「第9期計画に向けた課題」の中の社会参加ができるように働きかけるところで、その為の交通手段としてグリーンバスの継続的運営、運転免許返納後の補助等の施策を計画してほしい	第9期計画におきまして、以下の施策新たに記載しております。 流山ぐりーんバス高齢者割引制度（まちづくり推進課）：高齢者の移動手手段の確保と流山ぐりーんバス路線の利用促進を図ることを目的として、75歳以上の高齢者が流山ぐりーんバスを利用する際、バス乗務員に後期高齢者医療被保険者証を提示することで、所定の運賃の半額を割引とする制度です。 高齢免許返納者サポート制度（まちづくり推進課）：民間路線バスの利用促進および高齢者の交通事故防止を目的として、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」を取得した75歳以上の市内在住者が民間路線バスを利用する際、所定の料金を助成する制度です。
資料1-2 基本目標2：高齢者を支える介護体制づくり8ページ	「第8期計画の取り組み状況の評価」 施設整備を進めています。特別養護老人ホームについて、令和4年度末の110床増加、令和6年春にも60床開設とありますが、現在の入所希望者数と設置床数を教えていただければ幸いです。	特別養護老人ホームに関する回答は下記の通りです。 入所希望者数：194人（令和5年1月現在） 設置床数：1,086（令和5年4月現在）
資料1-2 第3章第9期計画の基本的な考え方9ページ	最近の高齢者を取り巻く環境について 光熱費や食料品の値上げ（本年4月5,100品目超）や昨年10月の75歳以上の後期高齢者医療保険の自己負担割合が所得割に変更、本年3月には後期高齢者医療保険料を収入に応じて段階的に引き上げると参院で可決、成立し、来年から実施する。引き上げ対象は75歳以上の約4割が対象となる見込みと報道されました。 コロナ禍後の経済的にも大変厳しい状況ではありますが、高齢者の生活困窮者増が懸念されてなりません。	当計画の内容にとどまらないご意見として、承ります。

該当箇所	質疑・意見等	対応・回答
資料1-1 9ページ	<p>前回、第9期策定重点項目で「介護予防の考えを入れないのか」との質問に、「従来からその考えを入れて活動しており、あえて入れていない」とのお答えだったかと思えます。しかし、私は、やはり高齢化が進む中、介護費、医療費が増加していくことを考えますと流山市として、何か取り組んでいく姿勢が必要なのではないかと思えます。日々の取り組み、そして皆が参画できる方法を考えたらいいのではないのでしょうか。まずは、介護予防の強化月間、あるいは標語などを募集するようなこと。</p>	<p>前回もお答えしましたが、資料1-1第9期の策定重点項目については、国が示している施策重点項目を中心に列記させていただきましたが、流山市としては「介護予防」について、従来から計画に基づき取り組んでいるところです。今回の流山市の第9期計画においても、基本目標1、施策目標1として「介護予防と社会参加、健康づくりの推進」という形で、取り組んでまいります。加えて、要介護状態の前段階であるフレイル（虚弱）状態の予防についても、今回各論に「フレイル予防の推進」として示しており、市民の皆様の活動の中で、介護予防及びフレイル予防の推進に取り組んでいく考えです。また、提案頂いた介護予防の強化月間や標語の募集などについては、事業展開の参考とさせていただきます。</p>
障害者福祉計画について	<p>策定は、地域で支えていくという観点から、よろしいかと思えます。しかし、最近、八王子の滝山病院の問題があったように、障害児、者たちがどのような雰囲気の中で過ごされているか、施設も含めて第三者評価が必要なのではないでしょうか。多くの人たちが関わっていれば、状況の把握もできやすくなると思えます。これは、高齢者施設も同じことがいえると思えます。</p>	<p>第三者評価については、グループホームで義務付けられている「地域密着型サービス外部評価」や特別養護老人ホームなどが受けることができる「福祉サービス第三者評価」があります。高齢者施設に第三者評価を利用して評価機関から客観的な助言を受けるなど、課題の把握やサービスの質の向上に努めるように周知していきます。</p>

該当箇所	質疑・意見等	対応・回答
資料番号1-2 17ページ	②ウ) インフルエンザ予防接種について 現在流山市から上記の予防接種補助以外に肺炎球菌、コロナウイルス予防接種の補助が実施されています。しかし、近年、带状疱疹も80歳までに約3人に一人がかかるとされている。带状疱疹予防接種の補助の検討も必要と考えます。	带状疱疹ワクチンを接種することは、病気を防ぎ全体の健康レベルを高める観点から、意義があることと考えています。国の厚生科学審議会では、带状疱疹の発症頻度やワクチンの効果の持続性から、期待される効果や安全性について議論が行われてきました。 令和4年8月4日の審議会では、带状疱疹ワクチンは定期接種化を検討しているワクチンとして、資料に記載されています。本市における、带状疱疹ワクチンの接種費用助成については、引き続き国の動向を注視してまいります。
第1回審議会 資料番号1-1 スライド9 資料番号1-2 5ページ	④流山ぐりーんバス高齢者割引制度について 50%の利益率が下回らないことが存続条件となっており、存続の危機に陥っている地域があります。 高齢者支援の観点から、高齢者の外出の機会を確保する為にも、料金の割引より路線の存続が必要と考えます。	高齢者の外出支援の施策として、医療機関の送迎バスを利用した高齢者等市内移動支援バス、1人での外出が困難な方には福祉有償運送サービス、さらに非課税世帯には高齢者等外出支援サービスを実施しており、スーパー・商店等に行くのが困難であれば移動スーパーを実施しています。 また、御意見につきましては公共交通担当部局と共有させていただきます。
第1回審議会 資料番号1-2 5ページ	iii) ア) 介護予防教室講師派遣事業（ながいき100歳体操）について 活動を自主的に継続させるのは難しいとの理由で、立ち上げを躊躇している事例をよく聞きます。既存のグループに繋げる支援についても検討、想定していますか。	講師派遣を行い住民主体のグループ活動ができるよう支援していることに加えて、既存のグループに新たな参加者を繋げる支援として、参加希望者に合わせた通いやすい場所での活動グループの案内をしています。また、参加者の希望があれば、グループ代表者に市担当者が連絡をし、参加希望者が仲間に入りやすいよう事前に配慮を依頼する等の支援を行っております。
第1回審議会 資料番号1-2 7ページ	(2) ②生活支援コーディネーターについて 市内全域を1名で充分でしょうか。移動スーパーの販売場所のコーディネートと買い物支援の方法についても考えているとのことでしたが、広い市内に1人では十分な活動ができているとは思えません。	生活支援コーディネーターは各高齢者なんでも相談室等と連携し活動している現状ですが、地域の高齢者のニーズや課題解決に向けた多様な取り組みのコーディネート業務を実施するために必要な人数を検討していきたいと考えます。

該当箇所	質疑・意見等	対応・回答
<p>前回の審議会を踏まえて</p>	<p>（総論ほか）2040年問題と高齢者支援計画との関連</p> <p>2040年問題について触れている箇所が多いが、未来の問題を次の3か年の高齢者支援計画で触れる理由や保険料等への影響など具体的な政策について説明してほしい。</p> <p>また、流山市の場合は他市町村よりも高齢化が遅れてくるとい、異なる状況になる点についてもどのように計画が反映されるのか説明して欲しい。</p>	<p>2040年問題とは、少子化による急速な人口減少が進むなかで、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークに達することで、担い手不足や社会保障費の増大といった社会的課題に直面することとされています。</p> <p>国の介護保険事業計画の基本指針においても、2040年問題を見通し、地域の実情に応じた具体的な施策や目標を検討した上で、計画を定めることが重要であるとしています。</p> <p>高齢者支援計画におけるサービス量や保険料については、あくまで3か年の見込を基に算定するため2040年問題とは直接影響するものではありません。</p> <p>しかしながら、担い手不足や給付費の増大などの課題に対して必要とされる高齢者の社会参加の促進・健康づくり・介護予防等の施策は、継続的かつ着実に推進していく必要があることから本計画において触れているものです。</p> <p>なお、流山市の場合は、団塊ジュニア世代だけでなく、その下の世代である子育て世代や年少人口も多いため、より長期的な視点や多世代間の支援・交流についても本市独自の課題（利点）と考えています。</p>

該当箇所	質疑・意見等	対応・回答
資料番号2-2 5ページ	「地域なんでも相談員」の新設は、良いと思います。ただ、民生委員は、地域の状況を一番把握しており、その方との緊密な連携が不可欠かと思えます。情報の共有が必要と思えます。また、民生委員の高齢化が問題となっており、必要とあれば、若い世代の方とペアを組み、育成を図ることも必要かと思えます。	「地域なんでも相談員」は地区社協や民生委員と連携を取り、情報共有した上で活動していきます。 民生委員の高齢化については、当課でも認識しております。民生委員には守秘義務が課せられているため、民生委員でない若い世代の人とペアを組んで活動することは難しいですが、若い世代が民生委員になりやすいように、ICT化や活動のPRに努めていきたいと考えております。

該当箇所	質疑・意見等	対応・回答
資料番号2-1 4ページ	(5) 仮称 「障がい者支援サポーター制度」の新設 障害者に温かい手を差し伸べることが必要と考える。 (注) 現高齢者向けの「介護支援サポーター」と同じ考え方 です。	障害者への支援については、各障害者団体を支援するボランティア団体の方も多くいますので、 現状、仮称「障がい者支援サポーター制度」の導入については検討しておりません。今回策定する 障害福祉計画は障害福祉サービスの見込量について記載することとなるため、今後障害者施策 全般について記載した障害者計画の見直しに際し、ボランティアの養成・活用を行いながら、必 要に応じ障害福祉サービス事業所等と協議し検討してまいります。
資料番号2-1 P1 アンケート調査 P3～	障害者手帳所持者等アンケート調査1,500人とのこと ですが、市内の障害者手帳所持者数及び障害福祉サービス受給者 数について、教えていただければ幸いです。	令和5年3月末時点では、身体障害者手帳所持者数4,220人、療育手帳所持者数1,219人、精神保 健福祉手帳所持者数1,790人、障害福祉サービス受給者数1,145人、児童通所受給者数1,118人と なっています。
アンケート調査 P20	経済的負担の軽減に関する手だて。 最近、光熱水費や食料品値上げ等（5,100品目超）が日常生 活に多大な影響があります。収入減が年金・特別障害者手 当及び家族・親戚などの援助等が7割となっておりますが、 何か良い手だてはないのでしょうか。	障害があることを事由とする経済的な負担軽減策としては、ご指摘の特別障害者手当等の国手当 や公的年金が挙げられますが、これらについては、物価変動による影響分は織り込まれた形で毎 年度決定されています。また、その他、福祉手当の支給や重度障害者医療費等の各種助成も地単 事業として講じているところです。 物価高騰による影響は障害者に限らず、等しく国民に及ぶものですので、国全体の議論の中で、 整理がなされるべきものであると考えています。
アンケート調査 P41、46	災害時に一人で避難が「できない」「自信がない」人が約7 5%。市の避難行動要支援者名簿に登録している人が4.9%。 命に関わることなので、積極的に登録を推進すべきと考える が、難しいのでしょうか。	障害をお持ちの方のうち、身体障害者1・2級、精神障害者1級、療育手帳A等に該当する方を地 域支え合い活動対象者としています。毎年1月1日時点で新規対象者となった方には、名簿登載の 意向確認通知を、また、対象者のうち、名簿登載に同意いただいていない方には、3年に1度再通 知をしているところです。より積極的な登録を促すためには、制度の周知と理解を図ることが大 切になるため、障害をお持ちの方で、意向確認を行っていない方も含め、機会をとらえて説明を 行ってまいりたいと考えています。



該当箇所	質疑・意見等	対応・回答
<p>第11章 障害者アンケート 調査結果 P28 P29 P65</p>	<p>サービスの利用意向について 70%以上が利用していない。 将来利用しないが45～50%、利用したいが30%以下</p> <p>介助者の状況 今後も父母・祖父母・きょうだいに介助してもらいたいのが30%以上</p> <p>介助者は心身が疲れるが22% 自分ができなくなった時の不安が33%</p> <p>どうしてこのような数字が出て来るのかの検証結果を知り、その結果どうしたら良いかを導き出し、計画に反映させてほしい。</p>	<p>アンケート対象者には65歳以上の介護保険対象者も40%ほど含んでおり、「利用しない」という結果が高くなってしまった要因の一つと考えられます。アンケート調査からは、障害者本人は「家族に介護してもらいたい」という意向と、家族は「介護について負担感や不安がある」ことから、両者の思いに開きが見られます。親なき後を見据え、日中サービス支援型共同生活援助や緊急時の受入れ体制の整備等、制度化されたサービスもあり、今後もサービス利用を周知し、本人の自立を促し家族の負担軽減につなげていくとともに、今回いただいたご意見も含め、アンケート調査結果を分析し、計画に反映してまいります。</p>
<p>総論</p>	<p>策定は、地域で支えていくという観点から、よろしいかと思えます。しかし、最近、八王子の滝山病院の問題があったように、障害児、者たちがどのような雰囲気の中で過ごされているか、施設も含めて第三者評価が必要なのではないのでしょうか。多くの人たちが関わっていれば、状況の把握もできやすくなると思えます。</p> <p>これは、高齢者施設も同じことがいえると思えます。</p>	<p>障害福祉サービス事業所の運営に関して客観的な評価することは重要と考えます。本計画上では定めていませんが、障害のある方の権利擁護の観点からも、事業所等に対し、啓発等を考えていきたいと思えます。また、令和6度から都道府県が事業者指定を行うに際し、市が意見を申し出る仕組みが創設されることから、事業所の透明性を確保するためにも、県に対し意見を出していきたいと考えます。</p>